

・215ページ中「書式例10」を次のように訂正してください。

日	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
時間	9		10		11		12		13	
教育の区分	基本教育		基本教育		基本教育		基本教育		基本教育	
教育事項	警備業務実施の基本原則に関すること	警備業務の重要性や会社の基本理念について説明する	警備業務の特性について警備業法15条を中心に実例をあげて説明する	警備員の資質の向上に関すること	警備員の基本的な心構えについて説明する	警備員の資質の向上に関すること	警備業務法その他警備業法に必要となる事項を解説する	警備業務法その他警備業法に必要となる事項を解説する	警備業務法その他警備業法に必要となる事項を解説する	警備業務法その他警備業法に必要となる事項を解説する
内容及び方法	講義	講義	講義	(実技)	(講義)	(実技)	(講義)	(講義)	(講義)	(講義)
教育担当者	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
教育の区分	基本教育		基本教育		業務別教育		業務別教育		業務別教育	
教育事項	事故発生時における警察機関への連絡その他の応急措置に関すること	救急蘇生法についての訓練	護身用具の使用に関すること	護身用具の意義と使用の限界について警備員教育教本に基づき、要領を解説する。(実技)	巡回に関すること	巡回について警備員教育教本に基づき、基本的事項を解説する(講義)	巡回に関すること	巡回について警備員教育教本に基づき、基本的事項を解説する(講義)	巡回に関すること	巡回について警備員教育教本に基づき、基本的事項を解説する(講義)
内容及び方法	(実技)	訓練	実技	(実技)	(講義)	(講義)	(講義)	(講義)	(講義)	(講義)
教育担当者	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
教育の区分	業務別教育		業務別教育		業務別教育		業務別教育		業務別教育	
教育事項	その当該警備業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること	警備員教育教本にあり、事例を参考に講義を行う	その他	休憩及び警備対象施設への移動	警備業務対象施設における入又はは車両等の出入の管理の方法に関すること	巡回に関すること	巡回について警備員教育教本に基づき、基本的事項を解説する(講義)	巡回に関すること	巡回について警備員教育教本に基づき、基本的事項を解説する(講義)	巡回に関すること
内容及び方法	講義	(講義)		説明	(実技)	(講義)	(講義)	(講義)	(講義)	(講義)
教育担当者	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
オリエンテーション										
オリエンテーション後解散										

警備員指導教育責任者講習教本Ⅰ 基本編  
補遺

令和元年12月14日「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、次のように改正されましたので該当箇所を訂正してご使用ください。

頁	行	改正前	改正後
26	下から 9	ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの(第1号)	ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(第1号)

令和元年8月30日「警備業法施行規則の一部改正」により、次のように改正されましたので該当箇所を訂正してご使用ください。

頁	行	改正前	改正後
207	下から 4	現任警備員教育は、 <u>教育期（4月1日から9月30日までの期間及び10月1日から翌年の3月31日までの期間とする。）</u> ごとに行う必要がある。	現任警備員教育は、 <u>年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。）</u> ごとに行う必要がある。

・210・211ページ中「表3 教育時間数」の表を次のように訂正してください。

警備員教育の時間数一覧表

根拠：警備業法第21条第2項 警備業法施行規則第38条

○：免除

警備員の経歴、能力等の区分		教育時間数			
		新任教育		現任教育(毎年度)	
		基本教育	業務別教育	基本教育	業務別教育
警備員指導教育責任者 有資格者 若しくは 1級検定の合格証明書の 交付を受けている 警備員	当該資格者証若しくは当該 合格証明書に係る警備業務 に従事させる場合	○	○	○	○
	当該資格者証若しくは当該 合格証明書に係る警備業務 以外に従事させる場合	○	10(5)	○	6
	経験者(注1)で当該資格 者証若しくは当該合格証明 書に係る警備業務以外に従 事させる場合	○	3(2)	○	6
2級検定の合格証明書の 交付を受けている 警備員	当該合格証明書に係る警備 業務に従事させる場合	○	○	○	6
	当該合格証明書に係る警備 業務以外に従事させる場合	○	10(5)	○	6
	経験者(注1)で当該合格 証明書に係る警備業務以外 に従事させる場合	○	3(2)	○	6
機械警備業務管理者 有資格者	機械警備業務に従事させる 場合	10	○	10	
	経験者(注1)で機械警備 業務に従事させる場合	3	○	10	
	元警察官(注2)で機械警 備業務に従事させる場合	3	○	10	
	合格証明書又は警備員指導 教育責任者資格者証(1号 を除く)の交付を受けてい る警備員で機械警備業務に 従事させる場合	○	○	○	6
経験者(注1)で当該警備業務に従事させる場合		7(2)(注3)		10	
経験者(注1)で当該警備業務以外に従事させる場合		13(5)(注3)		10	
元警察官(注2)		13(5)(注3)		10	
一般の警備員		20(5)(注3)		10	
特記	・教育時間数は表記の時間数以上行う必要がある。 ・新任教育の( )内の数字は、業務別教育を実地教育によることができる最大時間数を示している。				

(注1)「経験者」とは、最近3年間に当該警備業務に従事した期間が通算して1年以上の警備員を指す。

(注2)「元警察官」とは、警察官の職にあった期間が通算して1年以上の警備員を指す。

(注3) 新任教育として基本教育及び業務別教育を行う場合については、各社によって基本教育及び業務別教育の時間数の比率を決めることになる。この場合において、業務別教育の時間数を2で除した時間数又は上表の( )内の時間数のいずれか少ない時間数を超えない時間数については実地教育によることができる。なお、当該時間数に30分以上1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときは切り捨てる。

＜一般の警備員における実地教育の例＞

- ① 基本教育10時間、業務別教育10時間(実地教育5時間まで可)
- ② 基本教育5時間、業務別教育15時間(実地教育5時間まで可)
- ③ 基本教育15時間、業務別教育5時間(実地教育3時間まで可)
- ④ 基本教育19時間、業務別教育1時間(実地教育1時間まで可)

＜備考＞

- ※1 講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法(電気通信回線を使用して行うものを含む。)とする。  
ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。  
①受講者の本人確認ができる ②受講状況を確認できる ③知識の習得状況を確認できる ④質疑応答の機会がある
- ※2 現任教育は、毎年度(4月1日～翌年3月31日)行う。ただし、新任教育を行った年度は、現任教育を行わなくてよい。
- ※3 警備員が主として従事する警備業務の区分を変更する場合の新任教育は行わなくてよい。